

平成30年度

病害虫発生予察情報 第1号

注意報第1号

北海道病害虫防除所 平成30年4月11日

<http://www.agri.hro.or.jp/boujoshou/>

Tel:0123(89)2080・Fax:0123(89)2082

りんごの腐らん病が近年多発しています。 り病部の削り取りと基本管理で樹体を守りましょう！

近年、全道でりんごの腐らん病が多発しています。前年の発病が多く、越冬した感染源が多いと推測されますので、融雪後速やかに対応してください。

本病の病斑部からは一年を通じて孢子が分散され、感染源となります。そのため、病斑部を放置すると、新たな感染を増やすこととなりますので、園地をよく観察し、病斑部を見つけ次第速やかにり病部の削り取りやり病枝の切り落としを実施してください。また、樹体が弱ることによって本病にかかりやすくなるため、栽培上の基本管理を励行してください。

1. 発生地域 全道

2. 予想される発生期 ー

3. 予想される発生量 多

4. 注意報発令の根拠

- 1) 前年における本病の発生量が多かったため、越冬した感染源も多いと推測される。
- 2) 本病は凍害や雪害などによって樹体が損傷を受けると発病しやすくなる。主な産地では今冬の積雪の深さが平年に比べて大きくなった。

5. 防除対策

- 1) 本病の病斑部は感染源となるため、園内の観察に努め、り病部位を発見したら直ちに完全に削り取り、薬剤を塗布する。7月になると病斑を発見しづらくなるため、削り取りは早期に行う。
- 2) 除去したり病枝や削り取った樹皮も感染源となるため、必ず園外に持ち出し適切に処分する。また、剪定枝は健全であっても園内に放置しない。
- 3) 病斑を除去しても、その周辺から再発する可能性があるため、その後も観察を続ける。
- 4) 本病対策のための休眠期防除を実施する。
- 5) 樹勢を維持するためにりんご腐らん病総合防除対策指針（付記）に従い、一般栽培管理を適切に行う。

付記

りんご腐らん病総合防除対策指針

(平成 30 年度 北海道農作物病虫害・雑草防除ガイド p. 258～259)

腐らん病の防除については、休眠期における薬剤散布の徹底実施とともに、一般栽培管理の中で適切な管理を行い腐らん病菌密度の低下、樹勢の維持増進を目標にして、総合的に実施する。

《総合防除の実施項目》

1. 正しいせん定の実施

強せん定、切り返しせん定の多用などにより、樹勢の低下を招いている場合が多いので、正しい整枝せん定の実施に努めるとともに、枝の切り方もていねいに行い、切り口のゆ合促進を図る。

- (1) 高接樹などの更新は、強せん定になりやすいので樹のバランスを考えて行う。
- (2) 2月から3月のせん定時期においては、大・中枝の基部を20～30cm残して切り、4月下旬から5月にかけて正しく切り直す。また、切り直し後、ゆ合剤の塗布を必ず行う。
- (3) 小枝のせん定は、芽の直上部で正しく切る。
- (4) 若木のせん定は、弱めに行い切り口は正しく切る。

2. 適正な施肥の実施

施肥量は、樹齢・樹冠容積・樹勢などによって加減し、特に窒素過多はさける。また、肥料は化学肥料ばかりでなく、堆きゅう肥などの有機物及び石灰、ようりん等の土壤改良資材を適正に施用して樹園地の土づくりを推進する。

- (1) 施肥量は、地区の施肥標準を基本に樹勢、着果量を考えて行う。
- (2) 有機物は、正しい部分草生で10a当たり2t以上を目標として施用に努め、土壤構造の改善を図るほか、pHは6.0程度とする。

3. 適正な土壤管理

- (1) 土壌の下層土の物理性を改善するため、パンプレーカ、サブソイラーの活用を図り、心土破碎を行うとともに、トレンチャーやたこつぼ方式を使用して石灰、ようりん、有機物などの深層施用を行う。また、排水不良地では暗きょ、明きょなどを設け、特に秋ぐちの排水に努め、樹勢安定の促進を図る。

新植、改植はもとより補植の際も、土壌の理化学性の改善を行ってから植付けを行う（心土破碎、土壤改良資材の投入）。

4. 草生園の管理の徹底

草生による干害防止のため、2分の1部分草生を実施する。

- (1) 5月下旬から8月下旬までは、養水分の競合時期なので草生の刈取りをこまめに励行する。
なお、かんばつの激しいときには、かん水を行う。
- (2) 9月以降は、収穫作業に支障のない限り、草生の刈取りを行わず過剰な養水分を吸収させる。

5. 適正な着果量の確保と早期摘果の実施

労働力の不足から摘果作業の遅延が目立ち、高接更新や腐らん病による切除等が樹冠容積の減少を招き高品質果実の安定生産低下の原因となっているので、早期摘果の実施とともに適正着果量を厳守する。

- (1) 樹齢、樹冠容積、樹勢などを考え、適正な着果量とする。
- (2) 摘果は、品種ごとの特性を考慮した順に適期に行い、遅れないようにする。

6. 被害枝、抜根樹、削り取った被害皮の適切な処置

- (1) 切り落した腐らん病のり病枝、病患部の削り取った樹皮等は、そのまま放置すると伝染源になるので、園外に持ち出し適正に処分する。
- (2) せん定枝も園地に放置せず、園外に持ち出し適正に処分する。